

生活支援サービス契約書

事業者 株式会社日商管理サービス(以下「甲」という)は、賃貸借の目的である建物「千寿ピア(足立区千住大川町5-10)」における入居者(以下「乙」という。)に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結することを承諾致します。

第1条(契約の目的)

甲は乙に対し、乙が安全かつ安心して生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、生活支援サービスを提供する事とし、乙は、生活支援サービスの対価として第3条のサービス料金を甲に支払う事とします。

第2条(生活支援サービスの内容)

1.甲が乙に提供する生活支援サービスは、下記の内容とします。

提供事業者:セコム株式会社

①火災異常

甲は「火災異常」を受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話し、その結果、火災発生と判断したときは、直ちに電話で消防機関へ通報するとともに、甲の緊急要員を現場に急行させるものとします。電話連絡がつかないときは、速やかに緊急要員を現場に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要に応じて電話で消防機関へ通報するものとします。

②非常通報

甲は「非常通報」を受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話し、その結果、異状事態発生と判断したときは、直ちに電話で警察機関へ通報するとともに、現場確認のため甲の緊急要員を出動させるものとします。

③ガスリーク異常

甲は「ガス漏れ異常」を受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話し、連絡を受けた甲は速やかにガス器具の点検、ガス供給会社への連絡、その他必要な処置を、その責任と費用負担においてとるものとします。電話連絡がつかないときは、甲は直ちに電話にて、所定のガス供給会社に異状事態発生を通報し、現場への緊急出動を要請するとともに、甲の緊急要員を急行させるものとします。この場合、甲はガス供給会社の緊急出動員によるガス漏れ点検、処理業務の円滑な遂行を援助するものとし、必要に応じて電話にて警察機関および消防機関への通報を行うものとします。

④防犯

甲は「侵入異常」を受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話し、その結果、異状事態発生と判断したときは、直ちに電話で警察機関へ通報するとともに、甲の緊急要員を現場に急行させるものとします。電話連絡がつかないときは、速やかに緊急要員を現場に急行させ、異状事態の内容の確認を行うとともに、必要に応じて電話で警察機関へ通報するものとします。

⑤マイドクター

甲は「マイドクター」を受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話し、その結果、異状事態発生と判断したときは、直ちに電話で消防機関へ通報し救急車の出動を要請するとともに、現場確認のため甲の緊急要員を出動させるものとします。また「マイドクター」の発信装置として無線式の非常ボタン4個を室内に設置しております。

⑥ライフ監視

甲は、あらかじめ設定した時間、警報機器の状態変化の有無により乙の状態を監視するものとし、あらかじめ設定した時間を経過して警報機器の状態変化が無い時に「ライフ監視異常」として甲が受信したときは、速やかに指定された電話番号に電話するとともに、現場確認のため甲の緊急要員を急行させるものとします。甲の現場確認の結果、異状事態発生と判断したときは直ちに電話で消防機関に通報し、救急車の出動を要請するものとします。

2.甲は受信した「異常」の種類に応じて前項の業務を提供するものとする。なお、電話連絡または現場到着後、受信した「異常」の内容とは別の異常事態を知ったときは、前項に定めるところに従って適宜処理するものとします。

3.甲は業務の提供に際し、必要と認められた時は、速やかに定められた順序に従って、事故発生後の連絡先のいずれかに電話連絡し、現場への出動を要請するものとします。

第3条(サービス料金等)

サービス料金は、月額3,200円(税込)とし、1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算します。

第4条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。但し、事由の如何を問わず「千寿ピア(足立区千住大川町5-10)」における賃貸借契約が終了した時は、本契約も終了します。

第5条(事業者からの契約解除)

1.甲は乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続する事が社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2.前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- ①一定の観察期間をおくこと。
- ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聞くこと。
- ③契約解除の通告について1ヶ月の予告期間をおくこと。
- ④前号の通告に先立ち入居者本人の意思を確認する事。
- ⑤管理会社の承諾を得る事。

3.甲は乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を1ヶ月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する事があります。

第6条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、1ヶ月の予告期間において文章で通知する事により、本契約を解除する事ができます。但し、この解除は貸室の解除も伴うものとします。

第7条(秘密保持)

- 1.甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この秘密義務は、契約終了後も同様とします。
- 2.前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、第三者に提供する場合があることを、乙は同意します。

第8条(緊急時の対応)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第9条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第10条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情に対し、迅速かつ的確に対応します。

第11条(本契約に定めのない事項)

- 1.甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2.この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上定めます。

第12条(合意管轄)

本契約に関して訴訟等の必要が生じた時は、千寿ピア(足立区千住大川町5-10)の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

第13条(甲の委任)

甲は全ての業務をセコム株式会社に委任します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

入居者
住所:

氏名:

印

事業者
住所:

氏名:

印